

社会福祉法人杉の子会

役員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人杉の子会（以下「当法人」という）の定款第11条（2）の規定に基づき、理事・監事及び評議員（以下「役員等」という）の報酬及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事・監事及び評議員をいう。
- (2) 報酬等とは、社会福祉法第45条の34第1項第3号に定める報酬、賞与其他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費を含む。）及び手数料等の経費であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等の報酬等は、社会福祉法人杉の子会定款第9条及び第24条に定めるとおり無報酬とする。

(費用)

第4条 役員等が会議及び研修等に出張をした場合は、本人が負担した交通費等の費用については、請求のもとに支払うものとする。また、前払いを要する費用については、前もって支払うこととする。

2 前項の費用は、本部会計より支出する。

(公表)

第5条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

附 則 この規程は平成29年8月19日（評議員会の議決日）から施行する。